

碧南市緊急通報システムの対象者の基準

碧南市緊急通報システム運営事業実施規程

第2条（定義）

- (1) 虚弱な高齢者 心身の障害、疾病等の理由により日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者（65歳未満の者であって、市長が特に必要があると認めるものを含む。以下この条において同じ。）
- (3) ねたきり高齢者 65歳以上の者であって、1日の大半が臥床（食事、排泄、入浴、寝起きその他の日常生活に介護を要する状態をいう。）の状態にあり、かつ、その状態が3月以上継続しているもの又はこれに準ずると市長が認めたものをいう。

第3条（対象者）

- (1) 虚弱な高齢者で、ひとり暮らしのもの
- (2) 虚弱な高齢者で、高齢者（65歳以上の者又は65歳未満の者であって、市長が認めるものをいう。以下同じ。）のみの世帯に属するもの
- (3) ねたきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯に属するもの

緊急通報システムの対象者については、碧南市緊急通報システム運営事業実施規程に定めることのほか、次のとおりとする。

- 1 「虚弱な高齢者」の該当の判断にあたっては、別紙、状況確認票の内容を聞き取りするものとする。
- 2 「ねたきり高齢者」とは、碧南市在宅ねたきり高齢者等福祉手当支給条例に定める受給資格者、又はこれに準ずると市長が認めたものとする。
- 3 対象者の世帯状況、身体状態の把握に際し、必要に応じて、家族、協力員、民生委員、ケアマネージャー等への聞き取り、対象者宅への訪問による現状調査等を行うこととする。
- 4 貸与の適否については、日常生活上の安全確保のため、緊急通報システムを設置する必要があるかどうかを総合的に判断し、決定することとする。